

項	頁番号	項目	意見・質問等	理由	回答
1			要件定義・基本設計・詳細設計を一括した発注となっておりますが、要件定義工程、基本設計工程、詳細設計工程は分割した発注をご検討をお願いします。	要件定義工程で確定した要件をもとに基本設計の作業ボリュームが確定するため、一括した発注では、入札者側では基本設計以降の作業ボリュームについて、確定できません。基本設計工程以降の作業ボリュームについて、想定よりも増大するなどのことが考えられるため。	日程の都合上、詳細設計の一部は当業務とは切り離し、令和5年度実施予定の開発業務と合わせて発注することとします。本業務の詳細設計の実施範囲につきましては、実施されなかった場合に後工程に影響が出るかと判断される部分に限ります。仕様書も同様の修正を行います。
2	5	2.2用語の定義(16)プロトタイプ	以下のとおり記載の見直しをご検討お願い致します。 「実際の操作感や運用をイメージできる検証環境」 ※「本番環境と同等環境条件で」という文言を削除	プロトタイプは基本設計における要求事項と認識していますが、本番環境と同等環境条件まで準備するには工期がタイトであるため。	ご指摘の内容となるよう、修正いたします。
3	6	3.業務の方針(1)災害管理業務の概要①	「平時より外部システム等との接続によって取得した基礎情報及び災害関連情報を災害対応関連機関へ発信する。」とありますが、平時におけるどのようなニーズに基づく発信を想定されていますでしょうか。	災害関連情報はP4(14)のとおり「災害発生時等に他機関が観測、収集した情報」と認識しており、平時において災害対応関連機関が本情報を必要とする利用シーンの想定を正しく理解するためです。	平時の利用は訓練やシステム開発、データや通信の正常性の確認等に利用することを想定しております。
4	7	3.業務の方針(2)要件定義、基本設計及び詳細設計作業に係る方針ア(ア)	各種災害関連情報、気象情報、河川観測情報、衛星画像情報等の想定すべき形式の一覧の表記すべき。	気象情報や衛星画像はラスター形式やオルソ画像など特殊な形式のデータを扱う必要があると推察できるが、入札予定事業者が具体的に仕様検討の工数を算定する上で情報が必要とする。想定している形式については、表記が必要と考えます。	既に流通している情報については、形式が定まっているものも多いですが、災害対応基本共有情報をはじめとする、次期システムから流通が開始するものについては、受注者と協議の上決めることも可能であると考えています。
5	7	3.業務の方針(2)要件定義、基本設計及び詳細設計作業に係る方針	「分野間コネクタを介した他分野との情報連携等も念頭に置き、設計作業を推進する。」と記載がある。分野間コネクタを介した他分野との情報連携は、海外を含む情報連携なのか、想定すべき範囲の説明の記載が必要。	分野間コネクタを介した他分野との情報連携の説明資料の提示、またその内容の想定すべき範囲を示し、分野間コネクタを介した他分野との情報連携等が海外を含む連携なのか、国内の他の事業者との連携なのか、スコープを定めて頂きたいと思えます。入札予定事業者が具体的に仕様検討の工数を算定する上で必要な情報です。	分野間コネクタについては、省庁間を主に考えており、現時点では海外との連携は視野に入っていません。ご指摘の内容を読み取れるよう修正いたします。
6	7	3.業務の方針(2)ア 災害対策本部等における災害関連情報の取得及び共有の迅速化(イ)、(ウ)	多種多様な災害情報データ共有の迅速化を図るためデータストアの設計作業を要件に追加すべき。	多種多様な災害情報データをインポート/エクスポートする要件となるが、どちらの操作においてもデータストアの設計がなされていくと共有の迅速化が行われないため、要件としてデータストアの設計を明記しておくべき。	ご指摘の内容となるよう、修正いたします。
7	7	3.業務の方針(2)要件定義、基本設計及び詳細設計作業に係る方針ア 災害対策本部等における災害関連情報の取得及び共有の迅速化(イ)	データを一つのデータベースに管理する旨を明記するほうがよい。	SIP4D-ZIP、csv、shp、Geojson等はデータの種類の異なるため、データ種類ごとに異なるデータベースに保管する場合、データ種類毎に管理方式(セキュリティの強さ、性能、可用性等)を個別に検討及び実装・運用することとなり、管理上の負荷のみならずデータ活用(データ処理やマッシュアップ等)の弊害となる。そのため、求める災害対応業務全体の効率化を妨げる要因となる。	一つのデータベース管理とするべきかどうかは、受注者の設計思想によることとあり、技術等提案により入札予定者の様々な提案を伺って決定したいと考えています。No.6の意見の通り、データストアの設計を明記することにより、データベースの設計に限定する修正は避けたいと考えています。
8	7	3.業務の方針(2)要件定義、基本設計及び詳細設計作業に係る方針ア(イ)	「被書状況等の登録が必要な場合、SIP4D-ZIP、csv、shp、Geojson等のGISデータのインポートを可能にする」と記載があるがこれらの形式は、ベクター形式と考えられるが、ベクター形式以外に地理空間情報の有無を問わずラスター形式のデータインポートも必要となる想定であれば要求を明記すべき。	現状想定される形式も列挙して頂き、形式の拡張性の対応は、OSSを含むライブラリ・ツールについての利用範囲についての記載もしくは、要求の記載が必要ではないかと考えます。入札予定事業者が仕様検討の工数を算定する上で、過小評価(少なく算定)される可能性があると思えます。	GRIB2(世界気象機関が定めるデータ形式)、ラスタータイルを含むラスターデータも読み込める必要があります。ラスターデータを具体的に追記します。OSSの使用範囲についてはGIS解析ツールから表示ツールまで特段の制約を設ける予定はありませんが、運用のしやすさを考慮した選定を望みます。この点が明確になるように追記いたします。
9	8	3.業務の方針(2)要件定義、基本設計及び詳細設計作業に係る方針ア(ウ)	No.8と同様にエクスポートする形式の記載が必要。	上記と同様に現状想定される形式も列挙して頂き、形式の拡張性の対応は、OSSを含むライブラリ・ツールについての利用範囲についての記載もしくは、要求の記載が必要ではないかと考えます。	一般的なファイル形式については、データ処理機能および出力機能を実装する必要があると考えます。しかし、全てを列挙することは困難なため、追加で処理できる形式が増えた時にも簡易な改修で対応可能となるようにOSS、ライブラリを導入しやすい設計にすべきと考えます。そこが明確となるように修正いたします。
10	8	3.業務の方針(2)要件定義、基本設計及び詳細設計作業に係る方針ア(エ)	「地図情報をGISデータとしてWMS形式等で配信し」と記載がある。WMSでの配信量(情報の系列数や配信間隔)の想定を記載すべきではないか、また、WMS形式等との記載になっており、WMS形式は、古くからある標準的な規格であるがこれ以外の検討をする必要があることも記載すべきと考える。	地図情報のGISデータの配信を想定する系列数を記載し、WMS形式以外の規格も検討する要求を記載する必要はないかと考えます。その様に記載することで、本プラットフォームに対して最新のIT技術動向を反映した仕様検討が可能になる。	ご指摘の通り、WMS以外の選択肢も検討する必要があると考えます。WMSは一例として挙げただけだったので、認識の齟齬を避けるため、一般的な表現に修正いたします。
11	8	3.業務の方針(2)-ア-(エ)	地図情報について以下文言を追加する。「地図情報は、Infrastructure as Codeを活用して設定を行うこと。その際コンテナ技術の活用も検討すること。なお、マルチクラウドを前提とした構成を検討しているため、マルチクラウドに対応したコンテナ技術を選定すること」	Infrastructure as Codeを活用することはデジタル庁の方針となっており、コスト削減が実現でき、更に今後の構成変更にも柔軟に対応できることから、積極的な活用を検討すべきと考えます。Infrastructure as Codeを実現するにあたってはコンテナ技術が最適です。実際、ArcGISの要件にも以下の通り記載がございます。https://enterprise-k8s.arcgis.com/ja/latest/deploy/system-requirements.html また、コンテナ技術の選定時には、クラウド環境だけでなくオンプレミス環境にも対応した製品を選定する必要があります。	Infrastructure as Codeの活用については、地図情報についてのみではなく、システム構築全般に言えることと見做ります。そのため、同様の趣旨を含むように修正いたします。
12	8	3.業務の方針(2)要件定義、基本設計及び詳細設計作業に係る方針ア(カ)	「各種最新の研究開発成果等(DDS4D等)に関し、実用化に資する技術の適用を内閣府(防災担当)及び防災科学技術研究所と調整の上検討する」とございますが、本業務における検討結果のアウトプットのイメージがあればご教示願います。また、他に実用化が期待される研究開発成果の明記、受注者側からの申し出による研究開発成果の実用化提案可否についても確認させて頂くようお願い致します。	検討に要する作業規模の見積精度向上のため。	要件定義または基本設計の成果物において、検討結果が開発業務に取り込めるかと判断できるようなものを想定しております。また、受注者側からの実用化提案についても、可能であると認識しております。
13	8	3.業務の方針(2)-イ-(イ)	システム構成の検討について以下文言を追加する。「クラウド環境とオンプレミス環境を併用する際、各環境ごとに稼働環境が異なるに留意して構築すること。検討にあたってはコンテナ技術等柔軟性に優れた仕組みを検討すること」	災害時に業務を引き継げることが災害対策と思えますが、アプリケーションを常に同じ状態しておくのにはかなりの工数が必要です。同じコンテナ環境で構築することで、環境の差異を意識することなくアプリケーションを構築することが出来ます。	オンプレミス環境ではクラウドシステムでのサービスに対して縮退した運用を想定しています。このため、「稼働環境が異なるに」という文言については、過剰な制約を課すことになると考えており、修正は適切とは考えません。

14	8	3.業務の方針(2)要件定義、基本設計及び詳細設計作業に係る方針 イ	オンプレミス環境にも業務系機能を持たせる必要はあるとの認識でよろしいでしょうか。	前提条件の明確化のため。	オンプレミス環境においては、クラウドシステムやネットワークが不安定になった環境下においても、業務が継続できる最低限の機能は具備する必要があります。そのため、業務系機能を持たせる必要はありますが、クラウド環境と同等のものが必要とは考えません。
15	8	3.業務の方針(2)イ リソースの柔軟なサイジングと業務継続性を考慮した稼働環境の整備 (イ) ①	「稼働率は99.9%以上であること。」と記載がございますが、「稼働率は99.9%以上を目標とすること。」という表現への修正をご検討ください。	ご提案予定の製品は、実績ベースで稼働率99.9%以上を実現しております。しかしながら、稼働率などパーセントベースのSLAはご提供することができないためです。	当システムは災害時にこそ安定稼働することが求められます。そのため、激甚な災害時の厳しい条件下であっても平時と同様の稼働水準を要求します。そのため、「目標とする」という表現では、認識の齟齬が発生すると考えます。ただし、稼働率の条件はNo.16の通り、業務継続ができる水準を要求するため、クラウドシステム単体の稼働率はありません。
16	8	3.業務の方針(2)イ リソースの柔軟なサイジングと業務継続性を考慮した稼働環境の整備 (イ) ①	以下のとおり記載の見直しをご検討お願い致します。稼働とはシステム全体として機能が使用できている状態を目標とし、業務が継続できている状態を指す。なお稼働時間は24時間365日とする。…	システム全体として機能が使用できる状態を稼働条件として定義した場合、稼働率維持のためのランニングコスト増加が懸念されるため。	ご指摘の通り、当システムに求める可用性は業務の継続性であり、当システム全体の可用性ではありません。ご指摘の内容をこのよう修正いたします。
17	8	3.業務の方針(2)イ リソースの柔軟なサイジングと業務継続性を考慮した稼働環境の整備 (イ) ①	「稼働率は99.9%以上であること。」と記載がございますが、「稼働率は99.9%以上を目標とすること。」という表現への修正をご検討ください。	ご提案予定の製品は、実績ベースで稼働率99.9%以上を実現しております。しかしながら、稼働率などパーセントベースのSLAはご提供することができないためです。	当システムは災害時にも安定稼働することが求められます。そのため、災害時を含めシステム稼働上厳しい条件下であっても平時と同様の稼働水準を要求します。そのため、「目標とする」という表現では、認識の齟齬が発生すると考えます。ただし、「稼働率」の条件はNo.15の通り、業務継続ができる水準を要求します。
18	8	3.業務の方針(2)イ リソースの柔軟なサイジングと業務継続性を考慮した稼働環境の整備	稼働率99.9%を確保することにあわせて、災害復旧の観点からレプリケーションサイトを用意することを要件として明記する必要があると考えます。	昨今の日本における災害事情や今後の災害対応を考えると1拠点のみで本システムを運用することは難しいように見受けられるため、レプリケーションサイトについても要件として明記する必要があると考えます。	本システムはクラウドシステムとオンプレミス環境のハイブリッドシステムです。平時はクラウドシステム中心で稼働する予定ですが、クラウドシステムの障害時やインターネット環境が不安定な環境下では、オンプレミス環境単体での稼働となる予定です。この際、クラウドシステムと同等のサイトを用意してしまおう、自営業の回線を圧迫してしまうため、レプリケーションサイトは想定していません。一方で、縮退サイトの構築が必要と考えており、これを仕様書上で明確にいたします。
19	8	3.業務の方針(2)イ リソースの柔軟なサイジングと業務継続性を考慮した稼働環境の整備 (イ) ②	「ハード故障について、復旧時間は4時間以内であること。」との記載について、「ハード故障について、復旧時間は4時間以内であること。または、高可用性を実現しサービスを可能な限り止めないこと」という表現への修正をご検討ください。	ご提案予定の製品は、クラウドサービスとなります。クラウドサービスでは、一般的に1つのデータセンターで故障が発生した際に、他のデータセンターのハードウェアを利用し、業務継続を図るなどの手法を取ります。高可用性を実現し、業務継続を図ることで、要件を満たすことができるのではないかと考えるためです。	No.17をご参照ください。
20	8	3.業務の方針(2)イ リソースの柔軟なサイジングと業務継続性を考慮した稼働環境の整備 (イ) ②	「ハード故障について、復旧時間は4時間以内であること。」との記載について、ハードウェアが故障した場合、同じハードウェア上で復旧する必要があるのでしょうか。	1つのデータセンターで故障が発生した際に、他のデータセンターのハードウェアを利用し、業務継続を図る形で問題はないかを確認させて頂きたいためです。	何らかの復旧作業を行った結果、故障前と同水準のサービスが提供できる状態となれば、同じハードウェアである必要は必ずしもありません。
21	8	3.業務の方針(2)イ リソースの柔軟なサイジングと業務継続性を考慮した稼働環境の整備 (イ) ②	以下のとおり記載の見直しをご検討お願い致します。復旧時間は「障害の連絡を受けてサービス(業務)が復旧するまでの所要時間」とする	業務継続性を考慮した冗長化構成が前提と推察しますので、本項目における復旧の定義を明確化いただきたく存じます。	ご指摘の内容となるよう、修正いたします。
22	8	3.業務の方針(2)イ リソースの柔軟なサイジングと業務継続性を考慮した稼働環境の整備 (イ) ②	「ハード故障について、復旧時間は4時間以内であること。」との記載について、「ハード故障について、復旧時間は4時間以内であること。または、高可用性を実現しサービスを可能な限り止めないこと」という表現への修正をご検討ください。	ご提案予定の製品は、クラウドサービスとなります。クラウドサービスでは、一般的に1つのデータセンターで故障が発生した際に、他のデータセンターのハードウェアを利用し、業務継続を図るなどの手法を取ります。高可用性を実現し、業務継続を図ることで、要件を満たすことができるのではないかと考えるためです。	当システムはクラウドシステムとオンプレミス環境とのハイブリッドシステムで構築されます。万が一クラウドシステム部分のハードにかかる障害となり、4時間の復旧とならなくとも、オンプレミス環境を含むシステム全体として4時間以内に業務継続状態となっていればよいと考えます。
23	8	3.業務の方針(2)イ リソースの柔軟なサイジングと業務継続性を考慮した稼働環境の整備 (イ) ②	「ハード故障について、復旧時間は4時間以内であること。」との記載について、ハードウェアが故障した場合、同じハードウェア上で復旧する必要があるのでしょうか。	1つのデータセンターで故障が発生した際に、他のデータセンターのハードウェアを利用し、業務継続を図る形で問題はないかを確認させて頂きたいためです。	何らかの復旧作業を行った結果、故障前と同水準のサービスが提供できる状態となれば、同じハードウェアである必要は必ずしもありません。
24	8	3.業務の方針(2)イ リソースの柔軟なサイジングと業務継続性を考慮した稼働環境の整備 (イ)	オンプレとクラウドで同じ構成とすることを要件として記載すべきです。	(2)要件定義、基本設計及び詳細設計作業に係る方針のイの(イ)記載の方針を実施するため。	当システムはクラウドシステムでの稼働を基本としております。しかし、クラウドシステムが使用不可となった場合には、オンプレミス環境のみでの運用となります。この時に、クラウドシステム上のサービス全てをオンプレミス環境で稼働させることは考えておりません。No.14もご参照ください。
25	9	3.業務の方針(2)イ リソースの柔軟なサイジングと業務継続性を考慮した稼働環境の整備 (ウ)	「ネットワークに関してはインターネットの他、ガバメントソリューションサービス、内閣府LAN、総合行政ネットワーク(LGWAN)、中央防災無線網等、専用線も含めた適切なネットワーク構成とすること。」と記載がございますが、「中央防災無線等」の部分について、「等」とは具体的にどのような選択肢を指しておられますでしょうか。可能な範囲で情報提供頂けますと幸いです。	ご提案予定の製品が、ネットワークに関する要望を満たすことができるかを把握したいためです。	当システムは中央防災無線網、SIP4D経由で様々なシステムと接続しております。ネットワーク構成を抜本的に見直す場合、その先のネットワークやシステムとの関係も十分考慮した設計とする必要が出てきます。No.31もご参照ください。
26	9	3.(2)ウ 既存資産の有効活用 (ウ)	以下のとおり記載の見直しをご検討お願い致します。「現在運用中のSIP4Dのプログラムソース等は受託者が必要とした場合は内閣府(防犯担当)へ要求のうえ無償で提供を受けられるものとする、かつ既存資産には権利が発生しない。」	要求先及び提供可否を明確化いただくため。	ご指摘の通り修正いたします。
27	9	3.業務の方針(2)要件定義、基本設計及び詳細設計作業に係る方針ウ 既存資産の有効活用	SIP4Dのプログラムソース等の提供を要求することができるかとありますが、ソースコードのみでは設計内容やデータフロー、接続仕様、データベース仕様等を理解・把握することが難しく、既存の事業者を除いて業務遂行上の妨げになると考えます。また、現状の総合防災情報システムやISUTサイトなどについても、現行の設計資料及びソフトウェア資産についても同様の理由によりご提供頂く必要があると考えます。	現行システムの開発事業者以外の事業者であっても、現行システムに関する十分な情報を得ることができ、結果、より業務に即したシステムを構築することができると考えるため。	ご指摘の懸念点については承知しております。SIP4DやISUTサイトの開示範囲については、十分配慮いたします。一方で、SIP4D、ISUTサイトいずれもそのままの移管は想定していません。要件や仕様を一度洗い出し、リファクタリングを含めて再開発を想定しております。
28	9	3.業務の方針(2)ウ 既存資産の有効活用 (ウ)	SIP4Dの開発実績、機能追加およびシステム環境について知見の深い(受託した実績等、関わった経験を保有する)エンジニア又はコンサルタントの体制への参画を要件とすべきと考えます。	SIP4Dと総合防災情報システムを統合するにあたり、総合防災情報システム側だけではなくSIP4D側で開発したプログラム資産の開発経緯やソースコードの記述意図等、現行環境構成の詳細な状況を熟知した技術者が本件には必須と考えます。また、本件受託者が仕様検討に移る際の既存システム理解を深める工数をこれによって削減が可能ではないかと存じます。	SIP4Dの部分の仕様や資産については、所有者である防災科研との協議のうえ開示することになります。

29	9	3.業務の方針 (3) 次期総合防災情報システムの概要	SIP4Dの既存環境で利用しているクラウド環境やOSS含むソフトウェア、採用されている技術等)の図解や一覧等での記載や説明が必要。	SIP4Dの公式サイト(https://www.sip4d.jp/)を参照してみたが、概念図、コンセプトの説明に留まっており、入札予定事業者が具体的に工数を算定するなど検討を進める上で情報が必要。最低限現在利用しているOSS含むソフトウェアや重要な技術などは公開しておくべきと考えます。	SIP4Dの具体的な内容につきましては、システムの所有者である防災科研にお問い合わせください。技術的な内容につきましても、防災科研が窓口となっておりますので、受注前後にかかわらず、防災科研へお問い合わせください。(内閣府(防災担当)が窓口となることも可能です。)
30	9	ウ 既存資産の有効活用(ウ)	「受託者」と「受注者」の記載を統一することが適切かと思われます。	仕様書上、「受託者」と「受注者」は同一の意味で使用されているように見受けられるため、記載を統一し、表現の誤解を防ぐため。なお、「受託者」と「受注者」の表現を明確に分ける必要がある場合は、用語に定義を記載した方がよいかと思われます。	ご指摘の通り修正いたします。
31	9	エ 円滑かつ確実なシステム移行	「現行システム及びSIP4Dの接続先機関への影響を最小限に留める」とありますが、現状想定する接続先システムの数を教えて下さい。	検討範囲により見積に影響するため。	現行システムが28システム、SIP4Dが74システムとなります(2022年5月現在、定期購入データ提供先を含む)。なお、接続システム数は流動的であるため、ご参考程度とお考え下さい。また、次期システム運用開始時に新規に数システムの新規接続を考えています。
32	10	3.業務の方針(3) 次期総合防災情報システムの概要	図2は「総合防災情報システムの概要」ではなく「次期総合防災情報システムの概要」との認識ですので、ご確認お願い致します。また、図中に「防災デジタルプラットフォーム」という記載がございますが、「次期総合防災情報システム」と異なる場合は、2.2用語の定義に本用語の定義についても記載いただきたく、ご検討お願い致します。また、「指定公共機関」は「指定公共機関」の誤記と推察しますので、修正のご検討をお願い致します。	次期総合防災情報システムの概要を明確化するため。	ご指摘の通り修正いたします。
33	10	3.業務の方針(3) 次期総合防災情報システムの概要	データベースに格納するデータとして想定しているデータの種類の(構造化、準構造化、非構造化)を明記するほうがよいと考えます。	項番3と同様。	データベースに格納するデータは流通データの他にも様々なものがあると考えられます。そのため、データベースに格納するデータとして仕様書に明記することは避けるべきと考えます。
34	11	4.総合防災情報システムの更改に必要な業務の概要 工	「オンプレミスの場合に限る」の文言を追加したほうがよい。	クラウドにおいては物理機器の使用はないので。	同様の趣旨となるよう修正いたします。
35	11	4. 1 本業務の実施内容	本調達の納期を令和5年9月末ごろまで延長するのが望ましいと考えます。どうしても令和5年3月末を納期を設定する場合には、調達範囲を「4. 1 本業務の実施内容」のうちの(1)へ(3)に限定し、それ以降の工程を次年度以降として調達していただく方が、本システム開発を十分な品質を保つうえで着実に実施できると考えます。	実質6か月で、本業務の範囲として「要件定義」「基本設計」「詳細設計」を実施し、さらには次工程の「機器等仕様(案)(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、クラウドサービス)」までを作成する計画です。この期間では各工程において十分な品質の成果物を作成するのは困難であると考えます。	No.1をご参照ください。
36	12	4.1(1) プロジェクト計画書の作成	「プロトタイプによる確認」は、「2.2 用語の定義(16)プロトタイプ」に記載の通り、実際の操作感や運用をイメージするために、単純な画面イメージによる確認ではなく、画面操作等による画面遷移の挙動を確認することの認識でよろしいでしょうか。	検討範囲により見積に影響するため。	プロトタイプの定義をより明確にいたします。No.2もご参照ください。
37	12	4.1(2) 要件定義①	「次期総合防災システムのあるべき姿に関する資料」は「次期総合防災情報システムのあるべき姿に関する資料」の誤記と推察しますので、ご確認お願い致します。		ご指摘の通り修正いたします。
38	12	4.1(2) 要件定義①	以下の要件について追記のご検討をお願い致します(下線部追記案)。「当業務の担当者、既存システムの関係者や連携先システムの担当者で調整した上で、要件定義書を作成する。なお、具体的な調整先は要件定義に必要な調整先を受注者が検討の上、内閣府(防災担当)と協議して決めるものとする。」	全ての関係者と調整を実施する場合、各関係者との調整期間の長期化が想定されるため、調整の効率化を考慮し、調整先の検討を実施することが適切と思われる。	本業務は短納期であるため、要件定義の範囲に限らず設計業務においてもご指摘のような点を含め効率化ができるよう最大限努めますが、調整方法について具体的に仕様書に記載する必要はないと考えます。
39	13	4.1(2) 要件定義	見積前提条件となる次期総合防災情報システムの要件が未定であることから、各社見積価格に差異が生じると推察します。以下のような点が提案内容にて具体化されている場合、加点要素としてご検討いただきました、お願い致します。 ・次期総合防災情報システムのあるべき姿 ・想定される連携先システム	本業務における見積精度向上のため。	具体的な加点要素については回答いたしかねます。しかし、現行システムの問題点がより多く解消され、ユーザビリティが高く、デジタル庁の施策との親和性や変化が早いデジタル分野、防災分野の動向をいち早く導入できるようなシステムを目指しております。
40	13	4.1(2) 要件定義②	以下のとおり修正をご検討お願い致します。 「なお対象となる分類を決定するに際して他省庁との調整が必要な場合は、調整についても本調達範囲内で実施することとする。なお、他省庁及び関係企業との調整費用については本業務には含まない。」	本業務における見積精度向上のため。	他省庁および関係企業との調整については本業務の範囲内となります。
41	16	4.1(4) 詳細設計③	③に記載の内容はP13 4.1(2) 基本設計②と重複しているかと思われますので、誤記の場合は③の削除をお願い致します。		ご指摘の通り修正いたします。
42	16	(5) 引継ぎ	「受託者」と「受注者」の記載を統一することが適切かと思われます。	仕様書上、「受託者」と「受注者」は同一の意味で使用されているように見受けられるため、記載を統一し、表現の誤解を防ぐため。なお、「受託者」と「受注者」の表現を明確に分ける必要がある場合は、用語に定義を記載した方がよいかと思われます。	ご指摘の通り修正いたします。
43	16	(5) 引継ぎ	「残存課題等を確実に文書化すること」について、残存課題は、受注者の責に依らない外的要因により残存する課題が対象であり、それ以外の課題については、契約不適合責任の範囲において、受注者が対応するとの認識でよろしいでしょうか。	作業責任範囲確認のため。	プロジェクト管理の成果物として、要因の内外にかかわらず、記載いただくことになると考えます。
44	17	図3 概略スケジュール	詳細設計の範囲は、後工程に影響を与えない前提で、調整可能でしょうか。	「意見招請」公示が8/29であり、概略スケジュールから遅延しているため、作業範囲の調整が必要と考えます。	No.1をご参照ください。
45	17	(6) プロジェクト管理業務	「令和4年度 防災分野のプラットフォーム整備にむけた調査検討業務」プロジェクトは、「データ戦略に基づく防災分野のプラットフォームの検討業務」に記載を修正するのが適切かと思われます。	「令和4年度 防災分野のプラットフォーム整備にむけた調査検討業務」プロジェクトは、前述において内容の説明、引用している記載がございます。「データ戦略に基づく防災分野のプラットフォームの検討業務」を示しているとの認識のため、記載の修正が適切かと思われます。	令和4年度 防災分野のプラットフォーム整備にむけた調査検討業務」について記述を追加いたします。

46	17	4. 3作業スケジュール	SIP4Dに接続している相手方が多いことが想定され、また接続相手方にとっても令和6年3月中旬から5月中旬の短い期間に新システムへの一斉に接続切り替えを行うのは、現実的に困難であると考えます。SIP4Dについては、現行システムと新システムは一定期間、並行で運用し、接続相手側の事情に併せて接続切り替えできる状態とすることが望ましいと考えます。	SIP4Dの既存の接続先とスムーズな接続切り替えを行うことで、着実な移行を行うことができると考えるため。	ご指摘の通り、令和6年度において、現行システムと新システムの並行運用を一定期間設けることを想定しております。
47	17	図3	今回、意見招請の提出期限は2022年9月20日ですが、図3で意見招請が2022年9月上旬、要件定義を2022年10月下旬となっております。要件定義の開始時期は、2022年10月下旬開始で変更ないでしょうか。もし、要件定義の開始時期が遅れる場合、納期も2023年3月末から後ろ倒しになるのでしょうか。	体制構築、見積作成する上で開始・終了時期を確定する必要があるため。	当初の想定より日程が後ろ倒しになっております。要件定義を含む各役務の日程は現在想定している契約開始時期に合わせて仕様書の記述も変更されます。No.1もご参照ください。
48	18	表2 次期総合防災情報システムの基本設計業務納入成果物一覧	「納入期限」の記載を全て「令和5年3月31日」とすることが適切かと思われま。	納入物一覧に記載の成果物について、納入期限が夫々定められておりますが、「納品」については納期一括とさせていただきますようお願いいたします。夫々の成果物の納入期限は納期前一括とすることで、成果物間の整合等をチェックした上で納品が可能と思われます。記載期限までに資料の確認等が必要な場合は、提出期限とした方がよいかわれま。	プロジェクト計画書を除き、ご指摘の通り修正いたします。
49	18	4.5(1)ア 次期総合防災情報システムの基本設計業務における納入物一覧	アの名称は「次期総合防災情報システムの基本設計業務における納入物一覧」ではなく「次期総合防災情報システムの要件定義・基本設計・詳細設計業務における納入物一覧」と推察します。また、表2の名称は「次期総合防災情報システムの基本設計業務納入成果物一覧」ではなく「次期総合防災情報システムの要件定義・基本設計・詳細設計業務納入成果物一覧」と推察しますので、ご確認お願い致します。		ご指摘の通り修正いたします。
50	18	4.5(1)ア 次期総合防災情報システムの基本設計業務における納入物一覧	表2 項番2.3.5について、納入期限を「受注後2か月以内」に見直し頂くよう、ご検討お願い致します。	契約締結時期の遅延リスクを回避するため。	No.48をご参照ください。
51	19	4.5	次期総合防災情報システム機器等仕様(案)の納入期限が、令和4年12月28日となっておりますが、正しいでしょうか。	詳細設計(令和5年1月~令和5年3月)で機器等仕様(案)を作成することになっているため。	当初の想定よりも日程が後ろ倒しになっております。ご指摘の点に限らず、仕様書内に記載されている納入期限につきましては現在想定している契約開始時期に合わせて修正いたします。
52	18	4.5	納入成果物で参考となる資料をご提示頂けますでしょうか。	作業期間及び費用の見積を行うため。	必要な資料がありましたら開示します
53	19	4.5(2) 納入方法	納品物は500ページ程度での提出との記載がございますが、表2及び表3の成果物全てを合算し、正一部あたりが1500ページ程度との想定でしょうか。	見積精度向上のため。	ご認識の通りです。
54	21	図5 内閣府(防災担当)と受注者の関係	「技術調整」は「防災科学技術研究所」と「受注者」間の関係は削除し、「内閣府(防災担当)」と「受注者」間の関係に修正した方が適切かと思われま。	短納期であることから、意思決定者の内閣府(防災担当)様へ一元化頂き、「内閣府(防災担当)」が必要と判断した場合、「内閣府(防災担当)」経由で「防災科学技術研究所」が技術支援を行う体制が良いと思われま。	SIP4Dの部分の技術調整については、防災科研へ直接行う方が効率よく、最終的な工数の削減につながるかと考えます。もちろん、内閣府(防災担当)を経由して調整をいただいても構いませんが、細かな内容については直接防災科研へお問い合わせいただく方がよいと考えます。
55	24	6.1	実績資格等について、過去5年以内に、次期総合防災システムと同規模または類似する中央省庁向けのシステム構築・開発業務の実績をもつものであること。※類似システムの構築・開発実績とは、WebGISを用いた防災情報システムの開発・保守・運用実績を指すと指定していますが、次期総合防災システムと同規模の中央省庁向けのシステム構築・開発業務の実績があれば、種別は、防災システムである必要はないという理解でよろしいでしょうか。あわせて、類似システムについては、「WebGISを用いた防災情報システムの開発・保守・運用実績」も中央省庁向けのみ類似システムとして、認められると読み、限定的と考えられるため、中央省庁または自治体・公的機関なども許容する記載への変更をご検討をお願いいたします。	参加できる入札者の門戸を広げるため。	当システムの開発にはGISの知識は必須であると考えます。そのため、中央省庁システムの開発実績に加え、GISを用いた開発実績は入札者に要求します。しかし、WebGISは一般的な技術のため、防災情報に關したものに限る意図はありません。誤解のないように修正いたします。
56	24	(7) 作業管理①	「また、これらの事について「移行実施計画書」に記載すること。」は、削除することが適切かと思われま。	作業管理には関連しない内容のため、記載の削除が適切かと思われま。	ご指摘の通り修正いたします。
57	27	6.4 実施要件(1)	以下のとおり記載の追記をご検討お願い致します。「なお、関係者との調整において、別途費用等が発生する場合、全て受注者が負担するものとする。(並行工事及び並行業務受注者側の費用は除く。)」	並行工事及び並行業務従事者との費用負担範囲の明確化のため。	並行工事はありませんので、並行業務受注者側の記述のみ追加いたします。
58	27	6.4 実施要件(1)	並行業務として以下案件の追記をご検討お願い致します。「次期総合防災情報システムの利活用体制のあり方に関する調査検討業」	当該業務は次期総合防災情報システム構築後の運用体制等のあり方の検討を行う業務と認識しており、本設計業務の中でも考慮すべき事項があると推察されるため。	ご指摘の通り修正いたします。
59	27	6.5情報セキュリティ要件(1)	「内閣府本府情報セキュリティポリシー(平成18年3月31日大臣官房長決定・最終改正 令和4年3月 政府機関の信頼性セキュリティ対策のための統一基準(令和3年度版)による改定)とありますが、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の誤記ではないでしょうか。	規範とすべき統一基準の明確化のため。	ご指摘の通り修正いたします。
60	29	6.6 受注者の責務(15)	「(15) 受注者の責任により基本設計の要件が反映されていない場合に生じる新たな措置に係る作業や費用などは、受注者が責任を負うものとする。」は、削除することが適切かと思われま。	本業務で基本設計を実施するため、記載の削除が適切かと思われま。	ご指摘の通り修正いたします。
61	31	7.3 契約不適合責任	下記の追記をご検討お願い致します。「受注者は、本調達について検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する仕様書との不一致(契約不適合品)が発見された場合、契約不適合責任を負うものとする」	契約不適合品の明確化のため。	ご指摘の通り修正いたします。
62	31	7.3 契約不適合責任	下記の追記をご検討お願い致します。「その契約不適合が内閣府(防災担当)の指示によって生じた場合及び並行業務等に起因する外部要因を除き」	受注者のコントロール範囲外の責任区分を明確化するため。	仕様書内で記載されている並行業務との調整も本業務の範囲内と考えます。
63	32	9.1再委託の制限及び再委託を認める場合の条件(4)	「再委託を行う場合、再委託先が「8.3入札制限」に示す要件を満たすこと。」は、「再委託を行う場合、再委託先が「6.1実績・資格等」に示す要件を満たすこと。」と修正した方が適切かと思われま。	「8.3入札制限」に関する記載がないため、記載の修正が適切かと思われま。	ご指摘の通り修正いたします。

64	32	9.1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	「(4) 再委託を行う場合、再委託先が「8.3 入札制限」に示す要件を満たすこと。」との記載がございますが、8.3項の記載が欠落していますので追記頂きますようご検討をお願い致します。		No.63をご参照ください。
65	33	11.閲覧資料・貸与資料	以下情報は、関連資料及び用語に追記した方が適切かと思われます。・「令和4年度ドローンカメラ等の「防災IoT」データを活用した災害対応の高度化に資する調査業務」・「令和4年度 防災分野のプラットフォーム整備にむけた調査検討業務」・「デジタル庁から公表されている政府相互運用性フレームワーク	考慮すべき内容について、技術検討における透明性及び公正性確保のため、関連ドキュメント等は提示いただいた方が適切かと思われます。	現在並行して実施されている業務ですので、ご希望があれば開示できる範囲で関連資料を開示致します。なお、内閣府（防災担当）所管外の資料につきましては、所管省庁へお問い合わせください。
66	33	11 閲覧資料・貸与資料	閲覧を希望する者は、「別紙」の資料貸与申込書との記載がございますが、「別紙2」の誤記かと推察しますのでご確認をお願い致します。（或いは、資料貸与申込書（様式1）を「別紙」に見直しをお願い致します。）		ご指摘の通り修正いたします。
67	33	11.閲覧資料・貸与資料	本業務において、以下事業の成果物を検討途中段階も含み閲覧させていただくことは可能でしょうか。また、要件定義業務のインプットとなるため、要件定義期間中に閲覧することが可能との認識でよろしいでしょうか。 ・令和4年度ドローンカメラ等の「防災IoT」データを活用した災害対応の高度化に資する調査業務 ・令和4年度 防災分野のプラットフォーム整備にむけた調査検討業務 ・デジタル庁から公表されている政府相互運用性フレームワーク	検討範囲により見積に影響するため。	No.65をご参照ください。
68	33		閲覧資料・貸与資料について、下記のドキュメントの閲覧・貸与は、履行期間中に貸与することができると落札した後に閲覧・貸与できるものと誘むことができます。入札参加者には、以下ドキュメントを閲覧・貸与することができますよう、ご検討をお願いします。 (1) 現行の総合防災情報システムの各種設計書 (2) 「データ戦略に基づく防災分野のプラットフォームの検討業務」でまとめられた資料 ・次期総合防災情報システムの検討方針 ・次期総合防災情報システムの機能・非機能要件に関する要望集 (3) SIP4Dの処理概要、接続先一覧 (4) 中央防災無線網の概要資料 (5) 上記のほか、内閣府（防災担当）が本業務の遂行に必要と認める業務納品成果物等	本件業務の入札にあたり、作業の内容、ボリュームを検討する際、左記既存システムや既存検討ドキュメントを確認することにより、詳細を検討することができますため、幅広く入札者に対して、開示をご検討をお願いいたします。	列挙いただいた資料については、入札参加者におかれては、資料貸与申請書を提出していただき、開示可能なものについては開示いたします。表現を修正いたします。
69	38	資料貸与申込書	「参事官（災害緊急事態対応担当）」は、「参事官（防災デジタル・物資支援担当）」とするのが適切かと思われます。	「5.業務実施の体制及び方法」において、発注者担当が「防災デジタル・物資支援担当」と記載があるため、記載の修正が適切かと思われます。	ご指摘の通り修正いたします。
70	38	資料貸与申込書	「参事官（災害緊急事態対応担当）」は、「参事官（防災デジタル・物資支援担当）」とするのが適切かと思われます。	「5.業務実施の体制及び方法」において、発注者担当が「防災デジタル・物資支援担当」と記載があるため、記載の修正が適切かと思われます。	ご指摘の通り修正いたします。